

ID: 17

担当部署: 財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第10条		
例規番号	昭和39年条例第206号		
【基準】 第10条の規定による。 (過料) 第10条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日